

津山市倭文診療所
診療等事業仕様書

津山市こども保健部健康増進課

令和4年10月

津山市倭文診療所診療等事業仕様書

1 趣旨

この仕様書は、津山市倭文診療所（以下「診療所」という。）の事業者が行う診療等事業内容の詳細について定めることを目的とする。

2 診療所の概要

(1) 施設の名称 倭文診療所

(2) 施設の所在地 岡山県津山市里公文1674-1

(3) 施設内容及び構造等

ア 開設年月日 平成6年12月

イ 施設等の構造

構造 木造瓦葺平屋建

敷地面積 1,585.30㎡

建物面積 250.75㎡

建築年月日 平成6年12月

(4) 令和4年8月23日からへき地保健医療対策等実施要綱上のへき地診療所として取り扱い開始

3 事業実施に関する基本的な考え方

(1) 国民健康保険その他の社会保険の趣旨に基づき、模範的な診療を行うとともに、地域医療の円滑な運営に努めること。

(2) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の個人・団体等に有利あるいは不利になる運営は行わないこと。

(3) 効率的な運営を行い、事業に係る経費の縮減を図ること。

(4) 事業計画に沿った管理を安定して行うこと。

(5) 地域住民や利用者の意見を事業実施に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。（参考資料【別記2】）

(6) 個人情報の保護を徹底すること。

(7) 防犯、防災その他の緊急時の対策について、適切な措置を講ずること。

(8) 倭文診療所条例（平成17年津山市条例第31号）に掲げる設置目的に基づき事業を行うこと。

(9) 津山市個人情報保護条例、地方自治法、医療法、労働基準法等、関係法令、条例、規則等の規定を遵守すること。

(10) 各種規程等がない場合は、市の諸規程に準じて、あるいはその精神に基づき業務を実施すること。

- (11) 市民・利用者等の安全を第一とし、かつ、快適に利用できるよう運営を適切に行うこと。
- (12) 事業者が施設の運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合は、事前に市と協議を行うこと。
- (13) その他、仕様書に記載のない事項については、市と協議を行うこと。

4 事業の内容

診療所における施設の事業内容

(1) 診療等に関する業務

(ア) 診療科目

内科診療全般を必須とする。

(イ) 診療日・診療時間

外来診療日は原則対面診療で週3日以上とし、診療時間は1日3時間以上とすること。

事業者は、診療時間及び休診日の変更等が必要な場合は市長の承認を得てこれを変更することができる。

(ウ) 休診日

①国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

②12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 薬の処方業務

薬の処方方法については当日配布を必須として提案すること。（「院内」「院外」「配送・配達」など）

(3) 施設の維持管理に関する業務

①施設の維持管理業務

診療所を適切に運営するために日常的に点検を行い、現状を維持し、かつ美観を保つこと。また、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合（軽微な場合を除く。）を発見した際には、速やかに市に連絡すること。

②設備機器の維持管理業務

設備機器の法定点検及び初期性能、機能保全のため、外観点検、機能点検及び整備業務等を行うこと。

③物品等管理業務

事業者は、市の所有に属する備品物品等（別記3備品リスト）については、津山市物品会計規則（昭和40年津山市規則第18号）及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて管理するものとし、事業者は、同規則に定められた物品台帳を備えてその管理にかかる備品物品等を整理するものとする。

また、事業者が持ち込んだ備品及び受託者の自己の経費により購入した備品等は、市の所有する備品とは区別した備品管理簿等に登載するものとし、明確に区分した管理を行うものとする。

④清掃業務

良好な衛生環境、美観の維持に努め、公共施設として利用者が快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

⑤保安警備業務

(ア) 診療所の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した保安警備業務を行うもの。

(イ) 診療所において、部外者の出入り状況の確認、不審者の発見及び侵入阻止等を適切に行うこと。

(ウ) 巡回業務を行い、異常の有無の確認、及び火災予防点検を行うこと。

(4) 緊急、防犯、防災対策マニュアル等の作成及び実践環境整備

利用者の安全対策、監視体制さらに緊急、防犯、防災対策等の安全を確保するの各種マニュアルを作成し、従業員を指導し、万一に備えて従業員を指導、訓練するとともに、市に報告すること。

(5) 個人情報保護義務に関すること

事業者には、診療等事業を行うに当たって取り扱う個人情報の保護のために津山市個人情報保護条例に準じて、個人情報の適正な取り扱いの義務が課せられる。

個人情報の取り扱いの具体的な内容については別記1のとおり予定している。

(6) 苦情処理業務

診療所の利用について、利用者、住民等から苦情があった場合は、迅速かつ誠意をもって対応するとともに、その内容を市に対しても報告するものとする。

(7) 事業報告業務

事業報告書等を作成し、市へ提出及び報告するものとする。

①外来患者数は、毎月10日までに、前月に係るものを報告するものとする。

②「事業実施に係る実績報告書」は、毎年度終了後60日以内に、該当年度に係るものを報告するものとする。

③「岡山県へき地医療施設運営費補助金」申請書類作成のための診療報酬収入等を市の依頼にあわせて報告するものとする。

④月ごとの電気使用量を年度末に報告するものとする。

⑤その他市長が必要とする書類の報告をするものとする。

(8) 津山市との連絡調整業務

(9) 非常時の対応

①事故、火災等への対応について、あらかじめ市と協議し、防災計画を策定すること。

②施設管理者は、事故、火災等が発生した場合には、直ちに初期措置を講じ、市及び関係機関に通報すること。

5 事業期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日

6 組織及び人員配置

- (1) 臨床研修修了登録を済ませており（医籍登録が平成16年3月31日以前の場合を除く。）、医療法の管理者として診療等事業を運営できること。
- (2) 労働基準法及び医療法等を遵守し、市民サービスの向上と効率的な診療等事業を行うために適正な人数の職員を配置すること。
- (3) 医療法及びその他関係法令の人員基準に基づき、適正な医療サービスを実施するために必要な体制を確保すること。
- (4) 施設管理者1名、内科医師1名、看護師2名、医療事務1名を必ず配置すること。ただし、施設管理者と内科医師との兼務は可能とする。
- (5) 職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに診療等事業に必要な知識と技術の習得に努めること。

7 診療等事業に係る経費

(1) 診療等事業に関する経費

ア 診療等事業に関し必要な経費は、すべて事業者の負担とする。

イ 診療報酬その他診療事業に係る収入については、すべて事業者に帰属するものとする。

- (2) 契約後の光熱水費等公共料金及び施設の修繕等の経費については、原則経費で賄うものとする。ただし、災害等により大規模な修繕が必要となった場合については市の負担とする。引き渡しから開業までの間における上記費用の負担については、別途協議を行うものとする。

※経費の例

電気料、上下水道料、電話料、施設関係委託料（清掃料、警備料、消防設備点検料、電気工作物点検料、自動ドア点検料等）

8 医療事故等への対応

医療事故等が発生した場合、患者等の救済を第一に行うとともに、直ちに市に連絡を行うこと。

事故等に関する対応は、事業者が責任を持って行うものとする。

事業者は医療事故等賠償責任保険等に加入するなど、万全な体制を整えるものとする。

また、事業者は、医療事故の公表について、市の指示により行うものとする。

9 リスクの分担及び保険の加入

施設の診療等事業に関する基本的なリスク分担の方針は、別記4のリスク分担表のとおりとし、事業

者は、これらに基づく自らのリスクに対して適切な範囲で保険等に加入すること。

10 立入検査

市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等並びに管理運営の実地について検査を行うことができるものとする。事業者は、合理的な理由無く、これを拒否できないものとする。関係官庁の立入検査が行われるときには、その検査に立会い、協力すること。関係官庁から改善の指摘を受けたときは、その主旨に基づき、関係者に周知するとともに、具体的な改善方法について施設管理者を通じて市に報告すること。

11 協議

事業者は、この仕様書に規定するほか、事業者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は、市と協議し、決定するものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するために市から貸与され、又は事業者が収集し、若しくは作成した個人情報（以下「この契約による個人情報」という。）の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、津山市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(収集の制限)

第2条 事業者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止及び秘密の保持)

第3条 事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正な管理)

第4条 事業者は、この契約による個人情報の漏えい、滅失、改ざん及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、この契約による個人情報の適正な管理を実施するための責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

3 事業者は、この契約による個人情報を取り扱う場所及び当該個人情報を取り扱う情報システムを管理する場所（以下「取扱場所等」という。）において、入退室の規制、防災及び防犯の対策その他必要な安全対策を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5条 事業者は、この契約による事務に従事する者（以下「従事者」という。）を特定し、この契約による個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(教育の実施)

第6条 事業者は、管理責任者及び従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、関係法令に基づく罰則の内容、民事上の責任その他の個人情報の取扱いについて必要な事項に関する教育を実施しなければならない。

(複写等の禁止)

第7条 事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第8条 事業者は、市の指示又は承諾があるときを除き、この契約による個人情報を、取扱場所等以外へ持ち出してはならない。

(第三者利用の禁止等)

第9条 事業者は、この契約による個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、市の指示又は承諾がある場合は、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書の規定によりこの契約による事務を第三者に委託（請負その他これに類するものを含む。以下「委託」という。）し、この契約による個人情報を当該第三者（以下「受託者」という。）に取り扱わせる場合は、市の指示又は承諾があるときを除き、当該個人情報を委託者、事業者及び受託者以外のものに取り扱わせてはならない。

3 事業者は、委託する場合においては、事業者と受託者との契約（以下「委託契約」という。）において、この特記事項の規定を遵守するために必要な事項その他市が指示する事項について定めなければならない。

4 事業者は、委託契約に基づいて受託者が行う行為について、市に対する一切の責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第10条 事業者は、この契約による個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに市に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、市が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

第11条 市は、必要があると認めるときは、事業者に対しこの契約による個人情報の管理状況及びこの契約の履行状況について報告を求め、及び検査（取扱場所等への立入検査を含む。）をすることができる。

(事故発生時における報告)

第12条 事業者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従い、被害の拡大の防止、事実関係の調査、原因の究明その他必要な措置を講じるものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第13条 市は、事業者又は受託者の責に帰すべき理由によって、この契約による個人情報についての漏えい、滅失、改ざん及び毀損があったとき及び事業者又は再受託者がこの特記事項に違反し、この契約の目的を達成することができないと認めるときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

○倭文診療所通院者年代別人数(カルテによる)

	男	女	計
10歳未満	1		1
10代		1	1
20代	3	1	4
30代	1	3	4
40代	5	4	9
50代	3	5	8
60代	18	17	35
70～74歳	17	18	35
75～79歳	7	22	29
80代	32	44	76
90代	11	24	35
100歳以上		1	1
合計	98	140	238

○主な疾病の内訳(カルテによる)

高血圧	140	眩暈症	8	虚血性心疾患	1	皮膚そう痒症	2
高脂血症	110	頭痛	2	大動脈弁置換術後	1	末梢神経炎	1
糖尿病	42	急性上気道炎	4	慢性動脈閉塞症	1	褥瘡	1
境界型糖尿病	6	急性胃炎	1	パーキンソン病	2	表皮はく離	2
逆流性食道炎	39	慢性胃腸炎	2	アルツハイマー型認知症	1	汎血球減少	1
高尿酸血症	15	急性気管支炎	1	甲状腺機能低下症	4	便秘	3
骨粗鬆症	30	アレルギー性鼻炎	2	リウマチ	2	口内炎	2
不眠症	18	腰痛症	4	睡眠時無呼吸症候群	2	頸部脊椎管狭窄症	1
頸肩腕症候群	10	変形性肩関節症	1	喘息	4	腰部脊椎管狭窄症	7
脳梗塞後遺症	7	筋肉痛	1	肝のう胞	1	C型慢性肝炎	6
ラクナ梗塞	1	帯状疱疹	1	胆のう結石	1	非代償性肝硬変による	
狭心症	8	下肢静脈瘤	1	亜鉛欠乏症	2	低アルブミン血症	1
心房細動	5	脂漏性皮膚炎	1				

○倭文診療所患者延人数(年度別)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
4月	335	269	283	235	204
5月	353	299	244	216	187
6月	374	292	226	229	201
7月	351	284	286	219	200
8月	335	267	244	211	213
9月	309	252	236	217	199
10月	345	315	256	226	199
11月	233	261	236	204	194
12月	309	259	272	212	213
1月	249	255	224	179	183
2月	258	235	232	173	170
3月	302	267	226	229	77
合計	3,753	3,255	2,965	2,550	2,240

○久米地域人口(令和4年1月1日時点)

全体	6, 248人
65歳以上	2, 578人
75歳以上	1, 340人

別記3

備品リスト

名 称	備 考
心電図記録装置	令和5年度更新予定
X線撮影装置一式	令和5年度更新予定
AED	
救急カート	
酸素流量計減圧弁	
吸痰器	
血液ガス分析システム	バージョンアップ必要
パルスオキシメーター	
超音波診断装置	
高圧蒸気滅菌器	
オートスパイロ	
輸血・輸液自動加温機	
血球計算機	
低周波治療器	
ホットマグナー	
マクターロイヤルクラウン	
車イス	
クランクベッド 2台	
自動分割分包機	
薬品庫テーブル	
待合室椅子	
医局応接セット	
冷凍冷蔵庫	
加湿器	
シュレッター	
全自動洗濯機	
ノートパソコン	
レセプトコンピュータ	令和4年度中準備予定
オンライン資格確認顔認証付カードリーダー	令和4年度中準備予定

別記4

リスク分担表

種 類	項 目	事業者	津山市
施設の管理	診療の実施、苦情対応	○	
施設の維持管理	燃料費、光熱水費、通信運搬費等の支出	○	
	医療用機器の保守	○	
	医療用機器の購入	協議による	
	医療用機器、建物及び付帯設備の修繕	○	
	緊急時の対応（利用者の安全確保、避難誘導）	○	
	自然災害など不可抗力による費用負担	協議による	
	警備不備による犯罪、施設損傷等	○	
保険加入	医療事故等に対応する保険の加入	○	
	建物総合損害共済（火災保険等）		○
	引継ぎに要する費用	○	
	損害賠償（施設の瑕疵によるもの）		○
	損害賠償（上記以外）	○	